

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年7月17日（金）

担当課：総務部収納課、資産税課

件 名： 大和山市税条例の一部改正（固定資産税の家屋に係るわがまち特例を規定）について													
提出理由： 地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため													
内 容：													
1. 背景													
- 平成 24 年度の税制改正で、地方公共団体が税制を通じて、地域の実情に応じた政策を展開できるよう、わがまち特例が導入された。 - 本市ではこれまで、次の固定資産税（償却資産）の課税標準額を減額する特例割合を条例で定めてきた。													
①下水道除外施設（加圧浮上分離装置 等） 特例割合：3/4（参酌基準どおり） ②雨水貯留浸透施設（浸透枳 等） 特例割合：2/3（参酌基準どおり） ③水質汚濁防止法の特定施設等を設置する工場等の汚水又は廃液処理施設（油水分離槽 等） 特例割合：1/3（参酌基準どおり） ④大気汚染防止法の指定物質排出を抑制する施設（テトラクロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置） 特例割合：1/2（参酌基準どおり） ⑤土壤汚染対策法の特定有害物質排出を抑制する施設（フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置） 特例割合：1/2（参酌基準どおり） ⑥フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍冷蔵機器（CO2 ショーケース 等） 特例割合：3/4（参酌基準どおり）													
※①は H25. 3 月議会、②～⑥は H26. 6 月議会で可決成立済み。													
平成 27 年 3 月の地方税法改正により、わがまち特例の対象に家屋が追加され、サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税（家屋）の税額の減額措置が延長されるとともに、わがまち特例が導入されたことから、新たな規定を市税条例に追加する必要が生じた。													
<table><tr><td></td><td>改正前</td><td></td><td>改正後</td></tr><tr><td>対象</td><td>H27. 3. 31 までに新築</td><td rowspan="2">➡</td><td>H27. 4. 1～H29. 3. 31 に新築</td></tr><tr><td>減額 割合</td><td>2/3 (全国一律)</td><td>2/3 を参酌し 1/2 以上 5/6 以下で定める</td></tr></table>				改正前		改正後	対象	H27. 3. 31 までに新築	➡	H27. 4. 1～H29. 3. 31 に新築	減額 割合	2/3 (全国一律)	2/3 を参酌し 1/2 以上 5/6 以下で定める
	改正前		改正後										
対象	H27. 3. 31 までに新築	➡	H27. 4. 1～H29. 3. 31 に新築										
減額 割合	2/3 (全国一律)		2/3 を参酌し 1/2 以上 5/6 以下で定める										
2. 条例改正の考え方													
(1) 改正の内容													
参酌基準どおり、減額割合を 2/3 とする。													
(2) 改正の考え方													
- 高齢福祉課、街づくり総務課と協議の結果、本市においては次の考え方により参酌基準と同じ特例割合を条例に定める。 - 本市におけるサービス付き高齢者向け住宅の供給は、これまで国が定めてきた 2/3 の減額割合で充足しており（H27. 6. 18 時点の平均入居率 78%）、国が法で示す参酌基準と同じ減額割合を定めたとしても、当該住宅の整備は十分に行われるものとする。 - また、高齢者の居宅支援として、あんしん賃貸支援事業による賃貸住宅入居あっせんや安否確認などの支援策も実施している。													
3. 県内他市の状況													
参酌基準どおりの減額割合とする予定。													
今後の予定													
H27. 8 議案提出＊													
H27. 9 条例施行（公布日）													
＊三輪、四輪の軽自動車税の軽減税率に係る改正も含めて議案提出する。													
経 過													
H25. 3 市税条例の一部改正（わがまち特例導入）													
H26. 6 市税条例の一部改正（わがまち特例追加）													
H27. 3 地方税法等の一部を改正する法律公布													